

蕨市塚越ビジョン策定市民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 蕨市塚越地区におけるまちづくりの将来像を示す、蕨市塚越ビジョン（以下「塚越ビジョン」という。）の策定について、広く地区の市民等の意見を聴くため、蕨市塚越ビジョン策定市民懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政について優れた識見を有する者
- (2) 公募による市民

2 前項に規定する委員のほか、懇談会にファシリテーターを設置する。

- (1) ファシリテーターは、市民生活部塚越コミュニティ・センター所長をもって充てる。
- (2) ファシリテーターは、中立的な立場に立ち会議を進行する。

(会議)

第3条 懇談会は、市長が招集する。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は懇談会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、塚越ビジョンの策定が終了した日限り、その効力を失う。